



求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示書

Morundaは、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者で、職業紹介事業者許可番号は、13-ユ-304896 です。

取扱職種・地域の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、職業安定法に定められた港湾運送業務と建設業務を除く全職種とし、取扱地域は日本国内です。

手数料に関する事項

求人者から徴収手数料については下記手数料表（消費税を除く）の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の最高額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の50% (手数料負担者は求人者とします。)
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 3,000,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の50% (手数料負担者は求人者とします。)

※ 求職者からは手数料は徴収しません。

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度）を設けています。詳細は各求人者との契約書の記載通りです。

求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱いは、各事業所の紹介責任者となります。求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限りです。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱いは、各事業所の紹介責任者となります。当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

苦情処理について

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者が職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条の定めにより、直接お支払ください。

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：職業紹介責任者 Philip Carrigan 連絡先：03-4520-5590

当社事業所情報

Morunda K.K. 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-6-3 小西ビル7階 TEL: 03-4520-5590